

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	文化財・生涯学習課	整理番号	1-4-13
許認可等の種類	県有形民俗文化財の所有者等以外による公開承認			
根拠法令条例等・条項	文化財保護条例第29条			
許認可等の概要	県有形民俗文化財の所有者等以外の者が、その主催する展覧会その他の催しにおいて県有形民俗文化財を公開する場合の承認			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	1 公開が指定物件の保存に支障となるおそれがあると認められるか否か。 2 公開の実施体制が整っていると認められるか否か。			
基準の制定根拠	国の例に準拠			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	40日			
期間の制定根拠	過去の実績による			